

呉市終活情報等登録制度

～もしもの時のために、終活情報等を登録しませんか？～

病気や事故で意思表示ができなくなったときや、亡くなられたときに、ご本人があらかじめ登録した「終活情報等」を市が関係機関等にお伝えする制度です。

※法的な効力を持つ遺言書ではありません。

申請できる方

呉市に居住し、次のいずれかに該当する方

- ・満65歳以上の方
- ・その他市長が必要と認める方
(特別な事情がある場合)

登録無料です

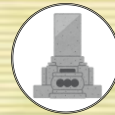
登録できる情報



緊急連絡先



エンディングノート



生前契約先 など

登録の流れ



①申請



②登録

※カード送付

市役所



③依頼



④提供

警察署



消防署



医療機関



【お問い合わせ】

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所1階

呉市福祉保健部高齢者支援課 ☎0823-25-3138

申請から情報提供までの流れ

1

登録申請

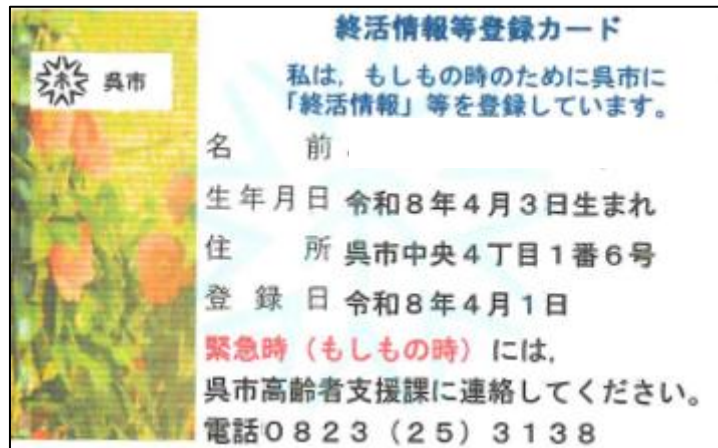
「呉市終活情報等登録申請書」に必要事項を記入し、本人確認書類※をご持参の上、高齢者支援課へ提出してください。

2

登録

登録完了後、市から登録通知書及び携帯用のカードを郵送にて交付します。

💡 携帯用のカードはもしもの時に備えて財布等に入れておきましょう！



カードイメージ

3

依頼

ご本人が死亡又は意思疎通が困難となった場合、情報提供を依頼する人（登録者があらかじめ指定した者）は、「呉市終活情報等登録提供依頼書」に必要事項を記入し、本人確認書類をご持参の上、高齢者支援課へ提出してください。

💡 請求者が後見人の場合は登記事項証明書の提出が必要です。

4

提供

情報提供が可能な人（登録者があらかじめ指定した者）にあたるかを市が確認し、情報を提供します。

※本人確認書類・・・マイナンバーカード、運転免許証等
顔写真付きのものが無い場合は本人確認ができるもの2点(資格確認書等)